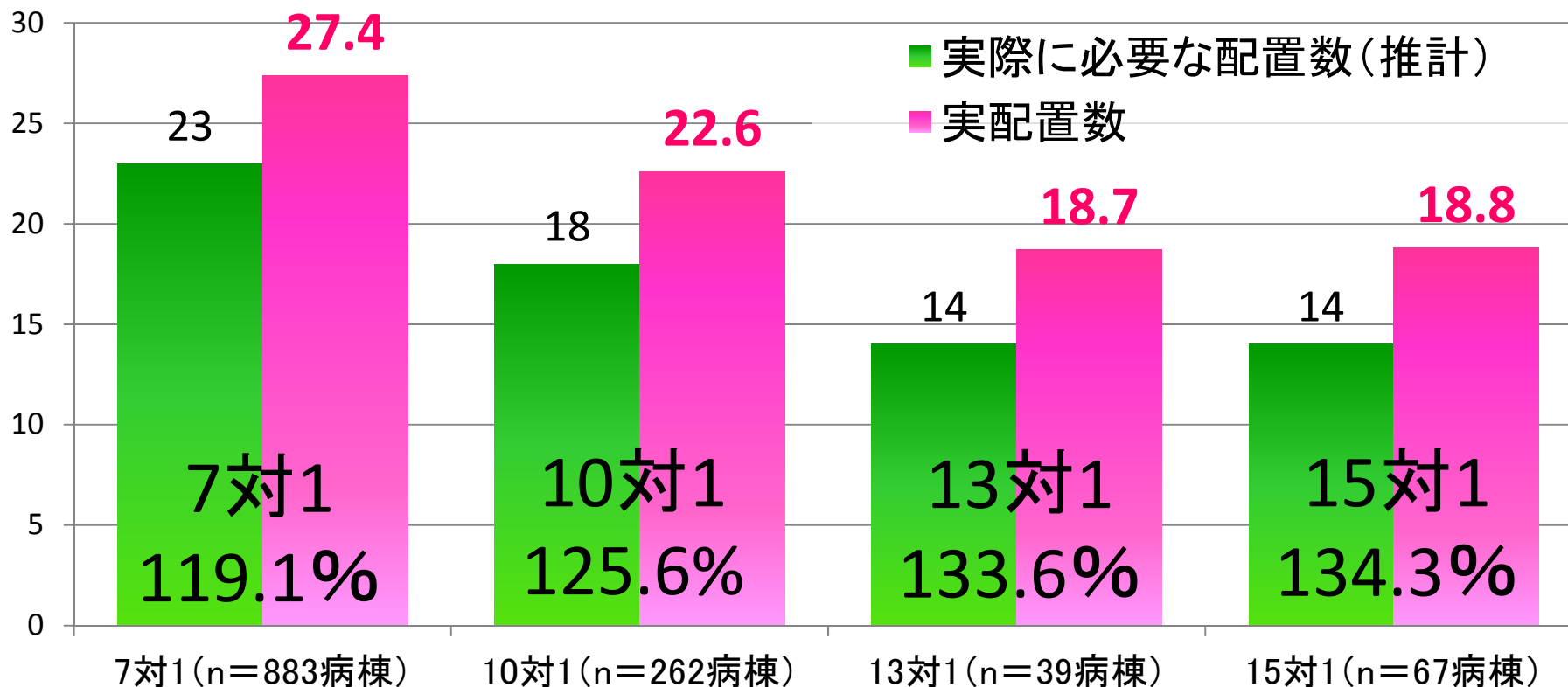


# 一般病棟入院基本料区分別病棟の看護職員の配置数

平成29年3月15日 中医協 総会資料をもとに作成

- いずれの届出区分でも必要な配置数(推計)よりも実際には多くの看護職員を配置している。



(参考) 必要配置数(基準値) 7対1;14人、10対1;11人、13対1;8人、15対1;7人  
病棟あたりの平均届出病床数(平成26年11月5日時点)に対し利用率を80%と設定して算出した1日に必要な配置数

※ 実配置数: 病棟あたりの看護職員の平均配置数(平成26年11月5日時点)  
実際に必要な配置数(推計): 病棟あたりの平均届出病床数(平成26年11月5日時点)に対し利用率を80%と設定し算出  
病床数を用い、看護職員の休日等の取得を考慮(年間総労働時間を1,800時間で設定)して試算し、かつ月平均夜勤時間の要件を考慮した必要な配置数

※ 月平均夜勤時間の要件や夜勤人数の設定により、必要数変動することに留意

出典: 平成26年度入院医療調査